

はじめに

舞鶴市は、海や山など豊かな自然に抱かれた美しいまちです。本市では、このかけがえのない素晴らしい環境を守り育て、次世代に繋いでいくため、平成23年に策定した第2期舞鶴市環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が協働し、環境保全の取り組みを進めてきました。



計画策定から5年が経過した今、あらためて本市を取り巻く社会状況を見ますと、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、原子力の安全性に全国的な関心が高まるとともに、以前にも増して、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及など、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが求められるようになりました。

平成27年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、全ての締約国の参加による新たな法的枠組みをまとめた「パリ協定」が採択されるなど、いまや地球温暖化対策は、発展途上国を含め地球規模で取り組まなければならない課題となっており、わが国にも大きな責務が課せられています。

また、人の活動の影響により、世界では1年間に約4万種の生物が姿を消しており、現在もそのスピードは加速していると言われています。生物多様性の保全のためにも、その要因の一つである環境破壊に繋がる大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、資源、エネルギーが循環する持続可能な社会に変革していくことが、ますます必要とされています。

さらに、健康被害が心配されるPM2.5の監視や原子力発電所の過酷事故に備えた放射性物質のモニタリング体制の強化など、良好な生活環境の確保に向けた取り組みが求められています。

こうした中、これまでの取り組みの進捗状況を踏まえるとともに、環境問題の動向に留意し、計画の目標年度である平成32年度（2020年度）に向けて、より実効性のある取り組みとなるよう計画の中間見直しを行いました。

計画後期にあたる今後5年間、市民・事業者・行政が連携・協働してこの計画を着実に推進することにより、目指すべき環境像である「～人も地域も地球も元気～環境にやさしい持続可能なまちづくり」の実現に向けた礎を築いてまいります。

最後に、計画の改定にあたり、熱心に議論を重ねていただいた第2期舞鶴市環境基本計画等改定検討懇話会の委員の皆様、また環境に関するアンケート調査を通じて貴重なご意見、ご提言をいただいた市民、事業者の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成28年4月

舞鶴市長 多々見良三

第2期舞鶴市環境基本計画【改定版】目次

目次	2
計画の中間見直しについて	4
2050年のまいづる	6
第1章 計画の基本的事項	10
1 計画策定の目的	10
2 計画の位置づけ	12
3 計画の対象範囲	12
4 計画の対象地域	13
5 計画の期間(目標年度)	13
6 計画の構成	14
第2章 現状と課題	16
1 低炭素社会	16
2 循環型社会	29
3 自然環境	33
4 生活環境	36
5 協働	44
第3章 目指すべき環境像と基本目標	46
1 目指すべき環境像	46
2 基本目標	47
3 温室効果ガスの削減目標	50

第4章 基本目標ごとの取り組み 51

取り組みの体系	51
第4章の見方について	52
1 低炭素社会の実現	53
2 循環型社会の確立	61
3 自然との共生社会の確立	66
4 良好な生活環境の確保	72
5 協働社会の推進	77
6 温室効果ガス削減に向けた施策【再掲】	81
7 温室効果ガスの削減目標量の内訳	88

第5章 リーディングプロジェクト 89

1 わたしのエコプロジェクト	90
2 事業所のエコプロジェクト	92
3 交通のエコプロジェクト	94
4 3R活動推進プロジェクト	96
5 ポイ捨て防止プロジェクト	98
6 豊かな海と川づくりプロジェクト	100
7 舞鶴の守りたい自然プロジェクト	102

第6章 計画の推進 104

1 計画の推進体制	104
2 計画の進行管理	105

資料編 107

1 見直し体制と経過	108
2 環境問題をめぐる動向	110
3 主な環境施策年表	115
4 市民アンケート結果	118
5 事業所アンケート結果	134
6 用語解説	152

計画の中間見直しについて

1 中間見直しの趣旨

(1) 中間見直しの目的

本市は、平成23年8月に「第2期舞鶴市環境基本計画」を策定し、『～人も地域も地球も元気～環境にやさしい持続可能なまちづくり』を目指すべき環境像として、環境保全の取り組みを進めてきました。

計画では、平成23年度(2011年度)を初年度とし、10年後の平成32年度(2020年度)を目標年度としており、概ね5年で見直すこととしています。

計画の中間期である平成27年度にあたって、取り組みの進捗状況や目標の達成状況を踏まえながら、環境問題をめぐる動向など社会経済の変化等に対応し、より実効性のある計画とするため、計画の中間見直しを行うものです。

(2) 中間見直しの背景

本計画を策定した平成23年以降、市民・市民団体・事業者・市などの各主体が連携し、地球温暖化防止や循環型社会※の形成、生物多様性※の保全など環境問題の解決に向けた取り組みを推進してきました。

こうした中、地球温暖化をめぐっては、平成27年11～12月にパリで開かれた国連気候変動枠組条約※第21回締約国会議(COP21)において、全ての締約国の参加による2020年以降の地球温暖化対策の新たな法的枠組みをまとめた「パリ協定」が採択されました。日本政府も、国内の温室効果ガス※排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減する約束草案を提出しており、この歴史的合意により、脱炭素社会に向けた社会経済の変革が促されるものと考えられています。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響により、エネルギー問題に対する社会的な関心の高まりが見られ、再生可能エネルギー※などエネルギーの問題は、国レベルだけではなく地域レベルでも重要な課題となっています。

自然環境については、人類の活動の影響により、生き物たちが自然の速度の約1,000倍の速度で絶滅しているともいわれており、種の絶滅などによる生物多様性※の損失は、日本を含め、その恵みを享受している人類にとってたいへん深刻な状況となっています。日本では、「生物多様性※国家戦略2012-2020」が策定され、生物多様性※保全に向けた取り組みが進められています。

さらに、資源や廃棄物などの問題に加え、低炭素社会※や生物多様性※とも深く関わる循環型社会※の形成に係る問題や、PM2.5※など大気・水・土壌環境等の保全に係る問題など、複雑多岐に渡る環境問題はその深刻さを増しており、人類にとって最重要課題の一つといわれています。

このような状況の中、世界はもとより、国や京都府においても、第四次環境基本計画や新京都府環境基本計画などに基づく取り組みが進められているところです。本市においても、目指すべき環境像「2050年のまいつる」を視野に入れながら、現計画の目標年度である平成32年度(2020年度)に向けて、現状を踏まえた実効性のある取り組みを推進するために、計画の中間見直しを行うものです。

2 中間見直しの方針

中間時の見直しであることから、本計画の骨格である「目指すべき環境像」や「基本目標」については踏襲しています。

「基本目標ごとの取り組み」に係る「平成32年度における目標（指標）」や「取り組み内容」、また「リーディングプロジェクト」について、それらの進捗・達成状況を踏まえるとともに、環境問題をめぐる動向や社会状況の変化を勘案し、見直しを行いました。

●目指すべき環境像「2050年のまいづる」⇒ 踏襲

本計画で示された目指すべき環境像「2050年のまいづる」は、舞鶴市が目指す長期目標であるため踏襲しました。

●5つの基本目標 ⇒ 踏襲

今回は、本計画の中間時の見直しにあたるため、5つの基本目標は変更せず踏襲しました。

●平成32年度における目標（指標）⇒ 見直し

本計画では、5つの基本目標を達成するために、第4章において「基本目標ごとの取り組み」を定めています。この取り組みの進捗を効果的に管理するために目標（指標）を設定していますが、環境の状況や施策の進捗状況を的確に評価できるように見直しを行いました。

●基本目標ごとの取り組み内容 ⇒ 見直し

本市をとりまく社会状況の変化や、これまでの取り組みの進捗状況を踏まえ、市民・事業所アンケートを実施するとともに、関係団体や事業所、市役所内関係各部署へのヒアリングを経て、改定検討懇話会を開催し、本計画がより実効性のある取り組みとなるように見直しを行いました。

●リーディングプロジェクト ⇒ 見直し

リーディングプロジェクトは、本計画の取り組み全体を牽引し、計画の効果を高める取り組みのことです。基本目標ごとの取り組みの見直しに合わせて、リーディングプロジェクトの見直しを行いました。

●計画の推進 ⇒ 整理

計画の推進体制として、計画策定時は予定であった「まいづる環境市民会議」の設立及び「庁内推進会議」の設置について、その正式な発足を受けて内容の整理を行いました。